

「山形県郷土館（愛称：文翔館）及び県政史緑地」の 指定管理者の指定について

さきに公募を行った「山形県郷土館（愛称：文翔館）及び県政史緑地」の指定管理者について、下記のとおり指定しましたのでお知らせします。

1 施設名 山形県郷土館（愛称：文翔館）及び県政史緑地

2 募集期間 令和3年6月11日から令和3年7月16日まで

3 申請団体数 1団体

4 指定管理者として指定した団体

団体名： 公益財団法人山形県生涯学習文化財団

住 所： 山形市緑町一丁目2番36号

5 審査の方法

選定基準に基づき、山形県観光文化スポーツ部指定管理者審査委員会（弁護士、公認会計士、大学教授等の外部有識者を含む計5名で構成）において、次のとおり総合的に審査及び評価を行った。

（1）審査の手順

- ・ 申請団体の資格要件への適合の確認
- ・ 事務局からの申請概要等の説明
- ・ 各申請団体による事業計画内容についてのプレゼンテーション
- ・ 申請団体に対する質疑、応答
- ・ 各審査委員による評点及び各評点結果の集計
- ・ 評点結果を参考に総合的な審議・評価

（2）評価の方法

募集要項に示した選定基準に基づき、施設の平等利用は確保されるか、事業計画書の内容が施設の目的を効果的かつ効率的に達成することができるか、事業計画書に沿って施設の管理を適正かつ確実にを行う能力を有しているかなど、幅広い見地から総合的に審議・評価した。

6 選定基準

選定基準	審査項目	審査のポイント	配点
I 基本事項	施設の設置目的と 管理運営方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県が示す管理運営方針と申請者が提案した方針は合致するか。 ・ 申請者の経営モラルは適切か。 	※
	収支計画の的確性及び 実現の可能性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請者が提示した指定管理料は、県が示した上限額以内となっているか。 ・ 収支の積算と事業計画は整合性が図られているか。 ・ 収支計画は実現可能なものか。 ・ 業務遂行のための適切な積算となっているか。 ・ 現指定管理者が申請者の場合は、現事業計画の履行状況から、次期事業計画は実現可能か。 	
	施設の維持管理の 適確性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該施設を適切かつ安定的に管理運営する能力があるか。 ・ 県が求める維持管理の規準に合致しているか。 	
	労働法令の遵守	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働関係法令は遵守しているか。 ・ 最低賃金は遵守しているか。 	
II 施設の平等 利用の確保	平等利用を図るための 具体的手法と期待される 効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用許可手続き、利用料金体系等が、平等に利用できる仕組みとなっているか。 ・ 高齢者や障がい者等、全ての利用者の平等な利用や利用のしやすさに配慮しているか。 ・ 事業内容に偏りがいないか。 	5 点
III 事業計画書 の内容が施設 の目的を効果 的かつ効率的 に達成すること	管理経費における 経済性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 効率的な維持管理を図ることなどにより、提案額は県が示す上限額と比べ節減は図られているか。 	10 点
	施設及び収蔵品の 公開	<ul style="list-style-type: none"> ・ 来館者に対する案内方法は適切か。 ・ 多くの県民等が郷土館に触れてもらうため、公開内容・方法等についてどのように計画しているか。 	15 点
	施設及び収蔵品の 保存管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重要文化財としての郷土館やその収蔵品を良好な状態で保存管理することに配慮されているか。 ・ 保存管理計画は実現可能なものか。 	15 点
	施設の維持管理の 内容の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 維持管理の内容（実施回数、箇所等）は、適切な計画となっているか。 ・ 施設の安全管理、利用者の安全管理の取組み（防犯・防災・事故防止・感染症防止等の対策）は十分か。 	5 点
	施設を活用した文 化振興	<ul style="list-style-type: none"> ・ 郷土館等を活用した自主事業等をどのように計画しているか。また計画に具体性があるか。 ・ 文化振興に配慮した貸館運営をどのように計画しているか。 	10 点
	管理運営に有益な 地域における活動 (地域貢献)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域との関わりが強い活動や地域と一体となった活動か。 ・ 地域、関係機関、ボランティアとの連携は十分か。 	4 点

IV 事業計画書 に沿って施設 の管理を 適正かつ確 実に行う能 力を有する こと	安定的な運営が可 能となる人的能力 及び運営体制	<ul style="list-style-type: none"> ・職員体制(人数、配置体制)は十分か。 ・責任の所在は明確か。 ・有資格者、経験者等の配置は十分か。 ・職員の採用、確保方策は適切か。 ・職員の育成、研修体制は十分か。 ・外部委託の実施計画は妥当か。 ・共同企業体の場合、構成団体の責任・役割分担は妥当か。 ・過去に本県の公の施設の指定管理者として重大な協定違反をした事実はないか。あった場合は適正な措置が取られているか。 	7 点
	財務状況及び経営 基盤	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者の財務状況は健全か。 ・金融機関、出資者等の支援体制は十分か。 	7 点
	安定的な運営が可 能となる業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ・文化施設や文化財の管理に係る類似業務の実績の有無。 	7 点
V その他	利用者要望への対 応	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者等からの苦情、要望の把握及びそれらへの対応体制は妥当か。 ・トラブルの未然防止、発生時の対策は妥当か。 	3 点
	緊急時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・防災対策、緊急時及び事故発生時の対策（未然防止対策を含む）は妥当か。 	3 点
	情報公開、個人情 報保護及び公益通 報者保護の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・情報公開、個人情報保護及び公益通報者保護の取組は妥当か。 	3 点
	地域経済への貢献 度	<ul style="list-style-type: none"> ・地元企業の参画・活用や地域経済への貢献を考慮しているか。 	3 点
	県の施策への協力	<ul style="list-style-type: none"> ・県が進める各種施策（別表）に対し、協力しているか。 	3 点
合 計			100 点

※ 基本事項について、満たしていなければ「失格」となる。

(別表) 県の施策への協力で評価する各種施策

<ul style="list-style-type: none"> ①エコアクション21取得 ②障がい者雇用 ③子育て支援 ④ワークライフバランス表彰・男女いきいき子育て応援宣言 ⑤建設雇用改善優良事業所表彰 ⑥地域貢献活動（災害活動、マイロード等） ⑦新規学卒者の雇用・インターンシップ受入れ ⑧山形ウーマノミクスの推進 ⑨協力雇用主としての活動 ⑩新分野進出等経営革新への取組み（再生可能エネルギー分野への進出を含む） ⑪その他必要と認める施策
--

7 選定理由

山形県観光文化スポーツ部指定管理者審査委員会における審査結果は下記のとおりであり、この審査結果を踏まえ、「公益財団法人山形県生涯学習文化財団」を指定管理者の候補者として選定した。

- 選定基準Ⅰについて
 - ・ 県が示す管理運営方針と申請者が提案した方針の合致など、申請内容は基本事項に示された各項目の基準を満たしていると評価された。
- 選定基準Ⅱについて
 - ・ 多くの県民等に利用いただくための休館日の設定及び公平な利用者対応等の提案が評価された。
- 選定基準Ⅲについて
 - ・ 「管理経費における経済性」において、提案額は募集要項で示した上限額と同額であった。
 - ・ 郷土館が重要文化財であることを踏まえた適切な保存管理計画が評価された。
 - ・ 「施設を活用した文化振興」では、郷土館の特性を活かした芸術文化公演事業や、県民の文化活動支援に資する事業の提案が評価された。
- 選定基準Ⅳについて
 - ・ 有資格者の配置や十分な職員体制を確保する姿勢が評価された。
- 選定基準Ⅴについて
 - ・ 事故・災害発生時等マニュアルの整備や定期的な訓練の実施など、来館者の安全確保のための危機管理対応業務に対する姿勢が評価された。

以上、総合評価による審査の結果、「公益財団法人山形県生涯学習文化財団」を指定管理者の候補者とするのが適当であると認められた。

区分	公益財団法人山形県生涯学習文化財団
選定基準Ⅰ	適格
選定基準Ⅱ	3.8
選定基準Ⅲ	41.1
選定基準Ⅳ	17.2
選定基準Ⅴ	9.8
合計	71.7

(注1) 点数は、各審査委員の平均値である。

(注2) 点数は、小数第2位を四捨五入したものである。そのため、合計欄の数値が、選定基準Ⅰ～Ⅴまでの集計値と一致しない場合がある。

8 指定期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

9 指定 令和3年9月県議会の議決を経て、令和3年10月29日に指定管理者として指定した。